## 占いコンテンツ提供パートナー契約書

メディア・コンテンツ・プラン株式会社(以下「甲」という。)と 下「乙」という。)は、甲の提供する占いコンテンツ(以下「本件情報」という。)を乙の 運営するサイト上に提供する(以下「本サービス」という。)ために、甲は乙との間にパー トナー契約を締結する。

## 第1条 (規則の厳守)

本件サービスを契約し利用する乙は、本契約を遵守するものとする。

### 第2条(定義)

- 1,「本サービス」とは、甲が、企画、制作、運営する、占いに関する情報およびプログラムと、そのすべてに付随する、本サービスを乙の登録したサイトに提供する仕組みとサービスをいう。
- 2,「本件情報」とは、「12星座星占い今日の運勢」および、甲の制作スケジュールに 沿って提供される、各種占いコンテンツ情報の内容のことをいう。甲の提供する本 件情報のアイテムの選択は、乙の自由とする。
  - 3,「パートナー」とは、PC及び携帯電話キャリアのゲートウエイに接続されたブラウザーを組み込んだモバイル端末にて閲覧可能なウェブサイト、電子メールマガジン、電子メーリングリストもしくはその運営者をいう。

## 第3条(本サービスの利用許諾範囲)

「本サービス」の提供許諾範囲は、乙の登録するPCウェブサイトまたはモバイルサイトの1ドメイン名の1URL内で、本件情報の表示を利用範囲とする。

## 乙の登録/ 登録ドメイン名「

- 1

登録サイトの利用範囲とする。

また、ECショップを運営するPCサイトに関しては、自社サイト及び他のショッピング モールでの提供利用サイト数を制限しないものとする。

モバイルサイトに関しては、運営するキャリア会社の提供利用サイト数の制限は設けない ものとする。

# 第4条(本サービスの利用目的と禁止事項)

「本サービス」の利用目的は、乙の運営するサイトを利用するユーザーへの情報サービスを目的とし、本件情報及び本サービスに対して、利用料金の発生など、金銭的取得を目的として利用をしてはならない。

ただし、乙の運営するサイトが有料サイトの場合であっても、本サービスが利用するユーザーの集客、リピートなどのサイトの活性化に利用する場合は、事前の話し合いによる確認の上、許諾するものとする。

## 第5条(サーバーの利用範囲)

本サービスの月額契約料金に含まれる、アクセス数及びサーバーのスペックの利用範囲は、甲の提供するサービスの利用内容を決めてからとする。その内容は、別紙1の(2)サーバー利用料金表から選択するものとする。

## サーバーの利用範囲選択「

#### 第6条(サービス提供の拒否権)

- 1, 甲は、独自の判断により、「本サービス」を提供するにふさわしくないパートナー に対して、契約の締結を拒否できるほか、相当の期間を定めて催告したにもかかわら ず、かかる事由が是正されないときは、パートナーとしての登録を取り消すことが出 来るものとする。ふさわしくないという判断は、甲の基準に基づき、独自に判断でき るものとし、乙であるパートナーは甲のかかる判断に一切の異議を申し立てないもの とする。
- 2, 前項に該当するパートナーは、本サービスを含む甲の提供する如何なるサービス も利用することはできない。
- 3, 本条第1項にいう「ふさわしくないパートナー」とは、社会通念上非難の対象と なる性格を帯びたパートナーその他以下のモバイルサイトを運営するパートナーと する。
  - 1)公序良俗に違反する内容を含むサイト
  - 2) 違法な活動をしているもしくは推奨しているサイト(マルチ商法、ねずみ講など 違法な事業を行っている場合を含む)
  - 3)他人の名誉を侵害したり、特定の個人や団体を誹謗中傷する記述(甲の名誉を侵害ないし誹謗中傷する場合も含む)を含むサイト

- 4)著作権等の知的財産権、肖像権等の人格権その他法律上の権利ないし保護に値する権利を侵害するか、あるいは関連する法規に違反する内容を有するサイト
- 5) 内容が不明ないし乏しい、概観が異様であるサイト
- 6) 虚偽の情報により登録したサイト
- 7) 虚偽のサイトのURL (第三者のURLを使用する場合も含む) により登録した サイト
- 8) パスワードなどにロックされ、甲よりのアクセスが随時、無償にてアクセスする ことを許可されていないコンテンツを含むサイト
- 9) 登録URL以外に本件情報を掲載したり、リンクを張っているサイト
- 10) その他、甲がパートナーとしてふさわしくないと判断するサイト

### 第7条(契約期間)

本サービスのパートナー契約期間は、12 ヶ月間(1 年間)を基本契約期間とする。契約満了の期日の2 ヵ月前までに、乙より契約終了の申し出のない場合は、更に1 年間の契約の自動更新とする。また、以後も同様とする。

契約期間2010年8月1日から2011年7月31日までの1年間。

## 第8条(契約料金)

本サービスのパートナー契約料金は、別紙1の(1)の金額とする。

#### 第9条(支払方法)

乙の甲に対する、本サービスの契約料金の支払いは、本サービス開始月前の月末に先払い とし、その後、毎月末日までに甲指定の銀行口座へ、振込みの形で支払われるものとする。 また、振り込み手数料は、乙の負担とする。

### 第10条(本件情報及び本サービスの保証)

- 1, 甲は、本件情報の占いコンテンツ著作権および第三者の権利を甲が有する事を乙に 対し保証するものとする。
- 2, 甲は、本サービスにつき、甲に責ある場合を除き、その利用、その利用に基づく結果に対していかなる保障も行うものではなく、(1) 本サービスの機能がウイルスその他の有害な内容を含まないこと、(2) セキュリティーが有効であること等について、明示黙示を問わず、保障するものではない。
- 3, 甲は、以下に定める事項が生じた場合、甲の自己の裁量により、パートナーである 乙に、事前に通知をすることなく、本サービスの一部または全部を完全に中断、あ るいは停止することができる。但し、甲は、乙に当該中断等について事後に報告を 行うものとする。この場合において、甲は、乙が被る、一切の不利益、損害につい

て、いかなる理由に基づくものであっても一切責任を負わない。

- 1) 自然災害その他、甲の責に帰すべからざる事由に基づき、本サービスの通信環境 に不具合が生じ、本サービスの全部または一部が停止した場合
- 2) 本サービスのシステム上の不具合、並びに第三者によるハッキング、クラッキング等の一切の妨害行為に起因し、またはそれらに関連して本サービスの全部または一部が停止した場合

## 第11条(損害の免責)

甲は、甲に責ある場合を除き、本サービスの利用により発生した、乙の損害については、一切の賠償の責を負わない。乙が本サービスを利用する事で、第三者に対して損害を与えた場合は、乙の自己の責任により解決するものし、甲には一切の損害を与えないものとする。

#### 第12条 (解約)

甲乙双方が、本契約の他の各条文に該当する場合のほか、以下のいずれかの事由に該当 する場合には、相手方は本契約を解除できる。

- 1) 本契約の一つにでも違反した場合
- 2) 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、会社整理、民事再生もしくは会 社更生手続きの申し立てがあり、又は清算手続きが開始された場合
- 3) 租税公課を滞納して、保全差押を受けた場合
- 4) 手形交換所の取引停止処分があった場合
- 5) 反社会的勢力との資金関係、取引関係その他関係があると疑われる場合

### 第13条 (連絡と通知)

甲乙双方は、本サービスを利用するために必要な範囲内で、甲乙双方からの通知事項など を電子メールで受け取る事を了承する。

## 第14 (届出及び申込事項)

- 1, 乙は、本件サービスを申込みするにあたり、甲の別途定める届出事項に関して、 事実に相違ない情報を甲に届け出るものとする。
- 2, 乙は、社名、代表者名、住所、担当者、電話、電子メールアドレス、URL、登録カテゴリー及び内容等の申込みもしくは登録事項に変更が生じた場合、甲へ速やかに登録内容変更の届出を行わなければならない。

## 第15条(本件情報の取り扱いと禁止事項)

甲の本件情報の占い情報と占法ロジック、アイデア、運営ノウハウ、デザイン、プログラムなどに付随する全ては、甲に帰属する著作物であり、著作権法によって守られる。本件情報の本契約で許される範囲以外での利用は禁止するものとする。また、本件情報の本契約以外のコピー及び転用、転売などをしてはならない。

## 第16条(裁判管轄)

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、甲又は乙の紛争当事者の本社所在地を管轄する地方 裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第17条(秘密保持)

- 1, 甲及び乙は、本サービスに関連して得た相手方の技術上、販売上、業務上その他 秘密とみなされるべき情報を、相手方の事前の文章による承諾なしに第三者へ漏洩し てはならない。なお、甲、乙は互いに、従業員、役員、それに準じる地位の者に機密 を保持の義務を遵守させるため適切な措置をとるものとする。
- 2, 本条の効力は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

## 第18条(協議)

本契約に定めなき事項又は本契約の各事項に関して、疑義が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一部ずつ保有する。

### 2010年8月1日

(甲) 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-31-11 メディア・コンテンツ・プラン株式会社 代表取締役 粕谷日出明

## 別紙1

# (1) 契約料金

本件サービスの契約料金は、月額52,500円(消費税込)、年額630,000円(消費税込)とする。

本サービスの契約内容は、1 サイト利用の契約により、月額 5 2 , 5 0 0 円 (消費税込み) とし、利用月前の月までに、甲に支払うこととする。

# (2) 契約料金に含まれるサーバー利用範囲

月額52,500円(消費税込)に含まれるサーバーの利用範囲として、本サービスを提供する1台のサーバーには、20社の契約を上限として設定し利用する。

## ■ サーバー利用料金表

- ●20社で、1台のサーバー利用の場合 月額/無料
- ●A 1社で、1台の専有サーバー利用の場合 別途月額/52,500円(消費税込)

### 別紙2

「基本契約料金の考え方」

- 1,「メディアコンテンツTV」をご利用いただくための月額52,500円(消費税込)は、基本契約料金として、コンテンツ利用開始月の前月に先払いでお支払いいただくことになります。また、様々なコンテンツ利用のビジネス形態が考えられますが、基本契約料金をお支払いいただくことが、契約のスタートである事をご理解ください。
- 2,52,500円(消費税込)の基本契約料金には、追加される予定の新規コンテンツを含め、ご提供をするコンテンツを自由に選択し、ご利用が可能な料金です。1つのコンテンツパッケージ内であれば、価格の変動はありません。ご提供するコンテンツパッケージは、不定期で追加する予定でいます。コンテンツの内容により、パッケージの料金が異なりますので、ご理解ください。
- 3,52,500円(消費税込)の基本契約料金には、契約していただくお客様にご利用いただく、サーバーのコンテンツ管理領域の費用も含まれています。そのコンテンツ管理領域は、お客様に提供されるIDとパスワードでご利用可能となります。1台のサーバーに最大20契約者が収容されるベストエフォート方式となります。当該サーバーの仕様は随時改善されますが、より快適な環境を必要とされる場合は専用サーバーの利用をご検討下さい。
- 4,「四柱推命」「姓名判断」「タロット占い」など、甲の占法エンジンに対し、多くのアクセスの予想されるお客様は、専用サーバーオプションをご用意いたしております。専用サーバーオプションは1台のサーバーを1契約者で占有するオプションであり、サーバーの応答性能において快適な動作をご提供するものです。専用サーバーオプション1台の月額利用料金は、52,500円(消費税込)となり、基本契約料金52,500円(消費税込)とは別に費用が必要となります。専用サーバーオプションのラインナップ、仕様、価格はサービス品質向上のため、追加または変更される場合があります。